

# 野村ホールディングス社債／

## システマティック・グローバル・マクロ戦略ファンド2401

(愛称：八重重ね)

※ファンドの購入申込期間は終了しています。

### 2025年1月29日に第1期決算を迎えました

**第1期分配金  
30円**

(1万口当たり、税引前)



◆ ファンドは野村ホールディングス社債に高位に投資し、満期まで保有することで、約8年後の満期償還時に円建てで元本確保\*を目指します。

◆ ファンドは野村ホールディングス社債の固定クーポンと、参照指数の8年間の累積収益率により決定される実績連動収益の獲得を目指します。

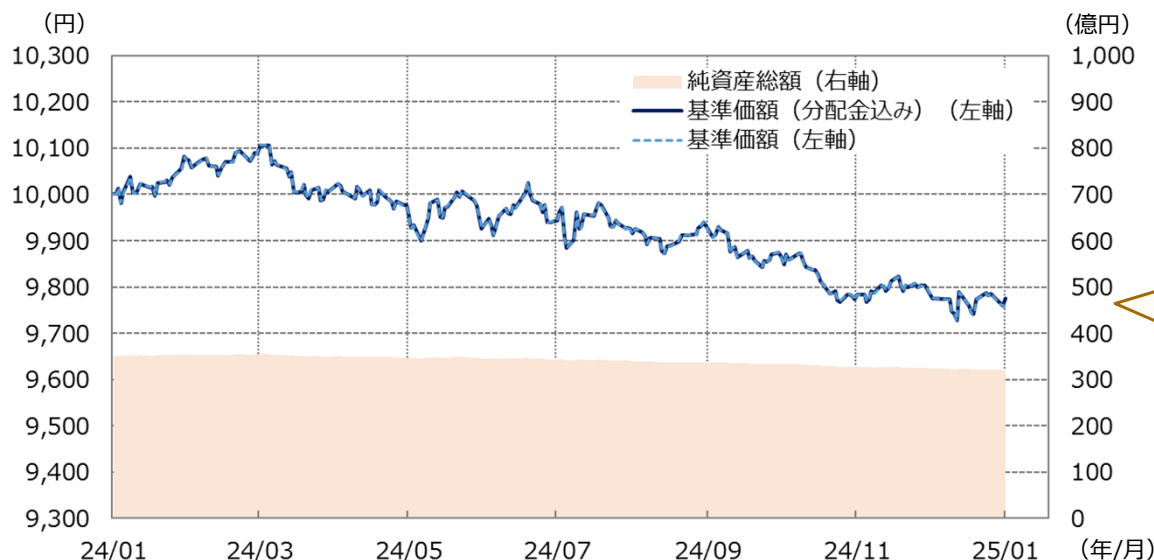
\* 投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本を確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が投資元本を下回る場合があります。元本に購入時手数料は含みません。

### ファンドの分配金について

- ファンドが投資している野村ホールディングス社債の固定クーポン（0.76%）から、信託報酬（年率0.352%（税込））に加えてその他の費用・手数料（監査費用や証券取引に伴う手数料など）を反映した上で、分配金額を決定しています。分配金として支払わずに残ったクーポン収入はファンドの純資産に残ります。
- 固定クーポンは每期支払われ、実績連動収益は野村ホールディングス社債の満期時に額面金額および固定クーポンとともに支払われます。
- 分配金は決算時に収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますので、あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また分配金が支払われない場合もあります。

【ファンド設定来の基準価額の推移】

期間：2024年1月29日～2025年1月29日（日次）



設定来のファンドの運用概況については2ページをご覧ください。

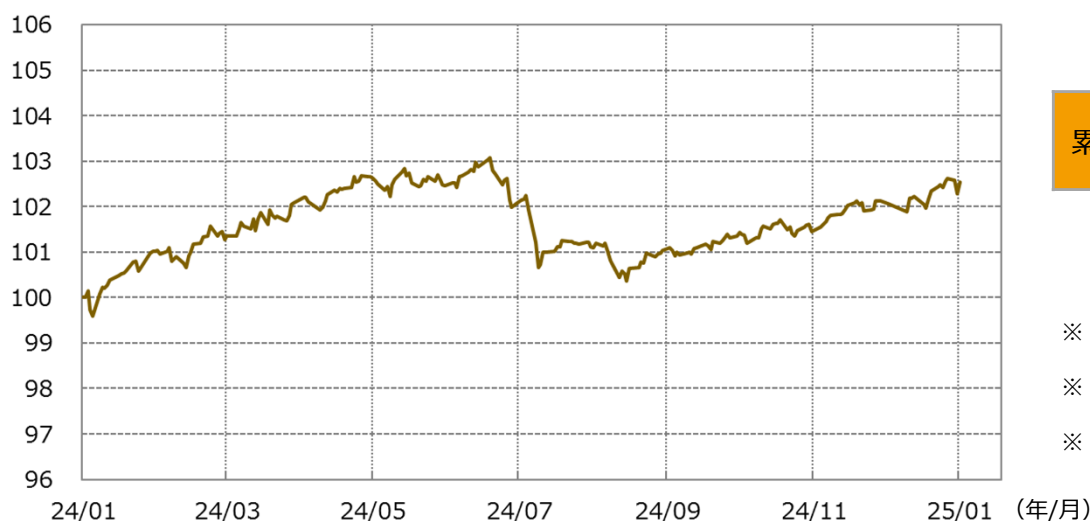
基準価額（分配金込み）は収益分配金（税引前）を基準価額に加えて計算したものです。  
なお、基準価額および基準価額（分配金込み）は信託報酬控除後です。

- 設定来、ファンドの主要投資対象である野村ホールディングス社債の価格は、主に参照指数の上昇がプラスに寄与した一方で、日銀の利上げおよび世界的な金利上昇を受けて円金利が上昇したことや発行体の信用リスクが上昇したことのマイナス寄与により下落しました。
- 野村ホールディングス社債の実績連動収益は社債の満期時に額面金額および固定クーポンとともに支払われます。満期に近づくにつれて、参照指数が当初の値を上回る場合には債券価格と参照指数の累積収益率との連動性が高まります。一方で、当初の値を下回る場合には、満期に近づくにつれて連動性が低下し、満期時に累積収益率がマイナスではなく、ゼロとみなします。引き続き、野村ホールディングス社債を高位に組入れ運用を行います。

## フィデリティ・システマティック・グローバル・マクロ戦略指数（参照指数）について

### 【参照指数の推移】

期間：2024年1月29日～2025年1月28日（日次）



累積収益率 2.5%

（2025年1月28日現在）

- ※ 参照指数の推移は設定日を100として指数化しています。
- ※ 累積収益率は、設定日を基準とした収益率です。
- ※ 基準価額への反映を考慮して1営業日前の数値を使用しています。

出所：Bloombergのデータに基づきT&Dアセットマネジメントが作成

### 参照指数の状況

- 参照指数は2024年1月末のファンド設定より2024年12月末までの期間、定量モデルからのシグナルに基づき、株式をロング（買い建て）、為替は投資対象5通貨の合計でショート（対米ドルの売り建て、米ドルをロング）、債券は2024年6月から8月を除く大部分の期間でショートといたしました。
- 【株式】  
ファンドの設定以来、概ね順調な相場環境が継続したため、定量モデルがリスクオンを示唆し、30%超のロングを維持しました。しかし、米国景気軟化や日銀の利上げへの懸念が一時的に高まった7月後半から8月の時期は、定量モデルからのリスクオフのシグナルに基づき、ロングポジションを縮小しました。その後、株式相場が落ち着きを取り戻したため、9月以降はロングポジションを再構築し、12月末までに30%超に達しています。
- 【為替】  
為替では、相対価値の点で魅力度やトレンドの強弱に応じて投資対象5通貨それぞれのポジションでは時期ごとの変化がありましたが、5通貨合計の為替ポジションは売り建て（米ドルをロング）ポジションを継続しました。なお7月から8月の米ドル急落の影響もあり、投資対象5通貨合計で売り建て（米ドルをロング）ポジションは9月に一時的に大きく縮小しましたが、その後は12月末までに約30%程度に拡大しています。
- 【債券】  
債券は大部分の期間でショートといたしました。6月中旬から8月下旬までの期間は、景気見通し悪化や株式市場でのバリュー株不振から金利低下シグナルが出たため、債券をロングとしました。10月以降は原油価格上昇や債券価格モメンタム悪化を要因に、再びショートとなり12月末を迎えています。

出所：フィデリティ・インターナショナルからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

## ファンドの特色

- 野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券\*<sup>1</sup>（以下「野村ホールディングス社債」または「当該社債」といいます。）に投資し、設定日から約8年後のファンドの償還価額について、元本\*<sup>2</sup>確保を目指します。ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。  
\*<sup>1</sup> 野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し、野村ホールディングス株式会社による保証が付されます。  
\*<sup>2</sup> 購入時手数料は含みません。
- 野村ホールディングス社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- 野村ホールディングス社債においては、固定クーポンと参照指数\*<sup>3</sup>の累積収益率により決定される収益（以下「実績連動収益」といいます。）が支払われます。なお、固定クーポンは每期一定水準支払われ、実績連動収益は野村ホールディングス社債の満期時に元本および固定クーポンとともに支払われます。  
\*<sup>3</sup> 参照指数は、フィデリティ・インターナショナルの助言を基にノムラ・インターナショナルplcが構築する指数（以下「フィデリティ・システムティック・グローバル・マクロ戦略指数」といいます。）です。
- 実績連動収益は、フィデリティ・システムティック・グローバル・マクロ戦略指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。
- フィデリティ・システムティック・グローバル・マクロ戦略指数の実質的な投資対象は、グローバルの株式先物、債券先物および対米ドルの為替取引\*<sup>4</sup>です。  
\*<sup>4</sup> 為替予約取引を含みます。

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたはを超える可能性の高い銘柄をいいます。

## ファンドの投資リスク

**ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。**  
**したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

特化型運用に伴うリスク

価格変動リスク

信用リスク

流動性リスク

中途換金時および繰上償還時のリスク

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

【その他の留意点】

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 大量の解約・換金申込を受理し短期間で解約資金を準備する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 参照指数に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。
- ファンドが投資対象とする野村ホールディングス社債が、発行体および保証体等の債務不履行や法令、税制の変更等により早期償還となる場合、当該社債の換金後にファンドは繰上償還されます。その場合、当該社債は時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を確保できない可能性があります。
- ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

|        |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金時    | 換金単位 | 1口以上1口単位で販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差引いた額                                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 申込締切時間 |      | 換金については、原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 信託期間   |      | 2032年1月29日まで（2024年1月29日設定）                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 決算日    |      | 1月29日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 収益分配   |      | 年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 課税関係   |      | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人の場合、原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して20.315%の税金がかかります。公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。                                                                                        |
| 申込不可日  |      | 下記のいずれかに該当する日には、換金の申込はできません。<br>・ロンドンの銀行の休業日<br>・TARGETの休業日<br>・シドニーの銀行の休業日<br>・EUREXの休業日<br>・モントリオール取引所の休業日<br>・大阪取引所の休業日<br>・東京の銀行の営業日かつユーロクリア・バンク休業日である日の3東京営業日前<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・トロントの銀行の休業日<br>・CMEグローバルボックスの休業日<br>・ICE Futures Europeの休業日<br>・シドニー先物取引所の休業日<br>・ユーロネクスト・パリの休業日 |

## ファンドの費用

### ● 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。 |
|---------|--------------------------------------------------|

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | 毎日、ファンドの元本総額に年0.352%（税抜0.32%）の率を乗じて得た額とします。                                                                                                                              |
| その他の<br>費用・手数料   | ・ 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。<br>・ 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。<br>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 照会先

T&Dアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第357号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
電話番号：03-6722-4810  
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）  
インターネットホームページ：<https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドの関係法人

委託会社：T&Dアセットマネジメント株式会社  
受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社  
販売会社：野村證券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号  
加入協会：日本証券業協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## ご留意いただきたい事項

- 当資料はT&Dアセットマネジメントが投資家の皆様への情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料に記載した情報は、当資料作成時点におけるものであり、将来の投資成果等を保証するものではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、株式および公社債等値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益は全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。